国立大学法人金沢大学 学長 和田隆志 様

金沢大学教職員組合 執行委員長 早津 裕貴

団体交渉要求書

下記の事項について団体交渉を要求します。2月22日までに、交渉の日時の候補日、方法等について、返答ください。組合側としては、1カ月以内の団交の開催を要望いたします。

大学側の交渉担当代表者については、制度設計に際しての素案作成権限が財務部、職員課、または人事課にあり、かつ、当該事項にかかる最終決定権限を有する者に対して労使間の協議内容に沿った具申を行うことができる場合には、課長以上(同職を含む)の役職者であれば差し障りありません。

記

1.2024年4月1日付けの改正が予定されている非常勤職員の時給改定に関して、 どのような検討がおこなわれたのかを説明すること。

(趣旨)

時給の引き上げ額の根拠について、最低賃金の上昇率を参照した旨の説明はありましたが、なぜそれ以上の引上げを行わないのか、賞与の支給を行わないのか等について、本学の財務状況を踏まえた詳しい説明はありませんでした。

2023年12月4日に実施した団体交渉において、非常勤職員の給与水準の改定について「財政状況を踏まえ、最低賃金や物価水準の上昇を考慮しつつ検討していく」こと、また「大学は可能な範囲で財務状況等に関する情報を提示し、これを踏まえた説明を行い、組合と協議を行う」ことを確認しています。

団体交渉での合意に基づき、本学の財務状況の現状や見通しについて情報を提示したうえで具体的な説明を求めます。